

四 其ノ他必要ト認ムル事項

- 一 第十八條第一号乃至第十六号各号ノ一ニ該當スル行為
二 施業計画ニ付予メ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキヘ其ノ施業計画ニ基ク行為
三 國立公園指定ノ際既ニ着手セル行為

第二十三條 第十九條又ヘ第二十一第二項ノ規定ニ依ル届出書ニハ設計書又ヘ施行方法書ヲ添附スペシ第十七條第二項ノ規定ハ前項ノ設計書又ヘ施行方法書ニ之ヲ準用ス

- 第二十四條 第十九條又ヘ第二十一第二項ノ規定ニ依ル届出書ニハ設計書又ヘ施行方法書ニ記載セル事項ヲ変更セントスルトキヘ其ノ行為ノ日ヨリ十四日以前ニ都道府県知事ニ届出ヅベシ

第二十五條 國立公園法第十一條第四項ノ規定ニ依ル裁定ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書（正副二通）ヲ都道府県知事ニ提出スペシ

- 一 申請人及相手方ノ氏名、住所又ヘ名称、所在地
二 請求ノ内容及理由

第二十六條 都道府県知事申請書ヲ受理シタルトキヘ其ノ副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル期間内ニ答弁書ヲ差出サシムベシ
指定ノ期間内ニ答弁書ヲ差出サザルトキヘ都道府県知事ハ申請書ノミニ依リテ裁定ヲ為スコトヲ得副本ノ送付ヲ為スコト能ハザルトキ亦同ジ
第二十七條 裁定書ニハ理由ヲ附シ都道府県知事之ヲ当事者雙方ニ送付スペシ
裁定書ノ送付ヲ為スコト能ハザルトキヘ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スペシ
前項ノ告示アリタル後七日ヲ経過シタルトキヘ裁定書ノ送付アリタルモノト見做ス

第二十八條 國立公園法第八條第三項、第八條ノ二第三項、第九條第二項又ヘ第十一條第五項ノ規定ニ依リ國庫ヨリ損害補償ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 申請人ノ氏名、住所又ヘ名称、所在地
二 補償請求ノ理由
三 補償請求額

第二十九條 國立公園法第十六條ノ規定ニ依リ左ニ掲タル事項ニ付テノ職權ヘニ府県以上ニ関スルモノヲ除キ都道府県知事ニ之ヲ委任ス

一、国立公園法第八條第二項ノ規定ニ依リ住宅ノ新築、改築又

ハ増築、一団地ノ伐採面積〇・五町以内ノ木竹ノ伐採又ハ一

団地ノ伐採面積五町以内ニシテ折伏歩合三分ノ一ヲ超エザル

木竹ノ折伏及広告物、看板其ノ他之ニ関スル物件ノ設置ヲ許

可スルコト

二、国立公園法第九條第一項ノ規定ニ依リ一月以内ノ期間ヲ附

シ一定ノ行為ノ停止ヲ命ズルコト

三、第一号ノ委任事項ニ関シ国立公園法第十條ノ規定ニ依リ原

状回復ヲ命ズルコト

第二十八條 都道府県知事前條ノ規定ニ依リ处分ヲ為シタルトキ

ハ直チニ之ヲ厚生大臣ニ報告スベシ

第二十九條 第十七條及第十八條中厚生大臣トアルハ許可ニ関ス

ル職權ヲ都道府県知事ニ委任シタル事項ニ付テハ都道府県知事

トス

第三十條 第十九條乃至第二十一條、第二十二條及第二十三條中都道府県

知事トアルヘ二府県以上ニ亘ル行為ニ付テハ厚生大臣トス

第三十一條 国立公園法、国立公園法施行令又ハ本則ノ規定ニ依リ

厚生大臣ニ提出スル書類ハ都道府県知事ヲ經由スベシ但シ二府
県以上ニ関スル事項ニ付テハ関係都道府県知事ノ一ヲ經由シ別
ニ其ノ副本ヲ他ノ関係都道府県知事ニ提出スベシ

附 則

本則ハ国立公園法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和八年九月八日)(昭和十五年六月四日)
(内務省令第二十七号)(厚生省令第二十二号)

(昭和二十年五月十一日)
(厚生省令第十九号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭和二十三年三月二十日厚生省令第七号)

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則(昭和二十四年五月三十一日厚生省令第十八号)

この省令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 附 則(昭和二十四年六月一日)

この省令は、昭和二十四年六月一日における使用水位水量を変更しよ

うとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。

3 但し、昭和二十四年六月一日における使用水位水量を変更しよ

うとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。

前項本文の場合には、昭和二十四年八月三十日までに、第十

七條の規定に準じて、厚生大臣に届け出なければならない。

四、国立公園選定標準(昭和二十三年二月二〇日)

国立公園設定の目的は真に傑出した自然の大風景を保護し、これを広く現代及び後代国民の利用に供し、その保健、休養、教化に資することにあるに鑑み、国立公園の選定に当つては左の標準によるものとする。

一 わが国の風景を代表するに足り、利用者に日常体験し難い感銘を与えるような自然の大風景地であること。

(一) 同一型式の風景の中傑出していること。

(二) 自然の風景地で地域が広大であること。

(三) 景觀が雄大であるか変化に富んで美しいこと。

二 自然環境が保健的であつて多数人の利用に適すること。

(一) 気候、土地、水等の自然要素が保健的であること。

(二) 探勝、登山、舟遊、温泉浴、休泊等につき多数人の利用

に適すること。

三 国民の教化に資する資料に富んでいること。

(一) 珍らしい地形、地質、動植物、気象等の自然要素に富んでいること。

(二) 史跡、遺跡、特殊建造物等の文化要素を含んでいること。

四 土地所有関係及び産業関係が、国立公園設定に支障の少ないこと。

(一) 土地の所属が主として国有又は公有であること。

(二) 私有地を包含する場合には、土地所有者が国立公園の設置運営に協力的であること。

(三) 水力電気、農業、林業、牧畜、水産、鉱業等各種産業との関係に支障が少ないと。

五、国立公園に準ずる区域の選定標準

(昭和二十四年一二月二一日)

風景地の保護利用のため指定する国立公園に準ずる区域の選定

- は概ね左の標準による。
- 一 國家的觀点から自然風景を国民の利用に供するため保護し又是計劃的に利用を促進するのが適當と認められる風景地で左のいずれかの條件を具備すること。
- (イ) 国立公園に準ずる傑出した自然風景地でその保護を必要とするもの。
- (ロ) 環境が保健的で多数人の利用効果が大である自然風景地でその保護を必要とするもの。
- 二 地形、地質、動植物、気象等の自然要素に特異性があり史跡、遺跡、特殊建造物等の文化要素が豊富であること。
- ### 六、国立公園計画標準
- 一 国立公園計画ハ国立公園ノ保護又ハ利用ニ関スル統制及施設ニ関シ左ノ事項ニ付之ヲ定ムルモノトス
- (一) 特別地域
- (二) 特別保護地区
- (三) 制限緩和地区
- (四) 集団施設地区
- (五) 単独施設
- (六) 道路
- (七) 埠頭橋橋
- (八) 保護施設
- (九) 其ノ他必要ナル事項

二 制限緩和地区ト称スルハ國立公園法施行規則第二十一條ノ二

ノ規定ニ依リ指定スル地区ヲ謂フ

三 集團施設地区ト称スルハ一定ノ地区ヲ劃シ特定ノ地割計画ノ

モトニ地区内ヲ統制シ交通運輸、宿泊、保健、教化等ノ施設ニ供スル地区ヲ謂フ

四 単独施設ト称スルハ集團施設地区ヲ除キタル区域ニ於ケル交通運輸、宿泊、保健、教化等ノ利用施設ヲ謂フ但シ道路、埠頭、橋樋等他ノ計画事項ニ包含セラルモノヲ除外

五 特別地域ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

(一) 景觀ノ優秀ナル土地又ハ自然状態ヲ保持セル土地ニシテ

風致維持ヲ必要トスルモノハ之ヲ包含セシムルコト

(二) 國立公園ノ利用上重要ナル土地及其ノ隣接地ニシテ風致

維持ヲ特ニ必要トスルモノハ之ヲ包含セシムルコト

(三) 道路沿線ニ設クル特別地域ノ幅員ハ道路中心線両側各一

〇〇米ノ標準ニ依ルコト但シ特別ノ理由アルモノハ此ノ限ニ

在ラズ

(四) 市街地、聚落地又ハ人工造林地、農耕地等産業上集約的

ニ利用セラル土地ハナルベク之ヲ除外スルコト

(五) 私人ノ所有又ハ占有ニ係ル土地ハナルベク之ヲ除外スルコト

(六) 特別地域ノ境界線ハナルベク地形、行政区界、土地所有

界、顯著ナル工作物、其ノ他現地ニ於ケル明瞭ナル線ニ依リ

之ヲ定ムルコト、但シ御料林、國有林其ノ他施設計画ヲ有ス

ル土地ニ在リテハ其ノ区劃線ニ依ルコトヲ得
六 特別保護地区ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

(一) 特定ノ自然物又ハ自然現象が特異ノ景觀ヲ呈シ又ハ原始

状態ヲ保持セル土地ハ之ヲ包含セシムルコト

(二) 特定ノ植物、動物、地質、鉱物又ハ自然現象等ニシテ稀有ナルモノ又ハ當該國立公園ニ固有ナルモノヲ保存スペキ士

地ハ之ヲ包含セシムルコト

(三) 史蹟、遺蹟、伝説地等ニシテ重要ナルモノヲ保存スベキ土地ハ之ヲ包含セシムルコト

七 制限緩和地区ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

(一) 國立公園ノ保護又ハ利用上特に重要ナラザル市街地、聚落地等ニシテ大体戸数五〇戸以上又ハ面積一〇畝以上ヲ占ム

ル土地ヲ包含セシムルコト

(二) 制限緩和地区ハ國立公園全般ノ利用關係ヲ考慮シ左ノ要件ヲ

所有界、顯著ナル工作物、地目地番界、其ノ他現地ニ於ケル明瞭ナル線ニ依リ之ヲ定ムルコト

八 集團施設地区ハ國立公園全般ノ利用關係ヲ考慮シ左ノ要件ヲ具備セル土地ニ付之ヲ定メ施設ノ敷地及其ノ附屬地ヲ包含セシム

(一) 地況ガ多衆ヲ收容スペキ施設ニ適スルコト

(二) 保健的條件ガ良好ナルコト

(三) 災害ニ対シテ安全ナルコト

(四) 附近一帯ノ景觀ガ佳良ナルコト

(五) 土地所有關係又ハ権利等ガ公共的施設ニ便ナルコト
(六) 交通並物資供給關係ガ良好ナルコト
集団施設地区ノ計画ハ左ノ事項ニ付之ヲ定ム

(一) 区域
(二) 地割

(三) 施設

(四) 其ノ他必要ナル事項

九 単独施設ノ計画ハ集団施設地区、道路其ノ他ノ利用施設トノ

関係ヲ考慮シテ其ノ種類ニ從ヒ適當ナル位置ヲ選ビ施設ノ種類、規模等ニ付之ヲ定ム

一〇 道路ノ計画ハ左ノ標準ニ依リ其ノ種別ヲ定メ各路線ノ起

点、終点、主要ナル経過地其ノ他必要ナル事項ニ付之ヲ定ム

(一) 区域内外ノ主要地点間若ハ区域内ノ主要地点間ヲ聯絡シ

テ自動車ニ依ル觀光、交通運輸ノ用ニ供スベキモノハ之ヲ車道トスルコト

(二) 徒歩ニ依ル社寺參拝、逍遙、探勝、登山、自然研究、巡視等ノ用ニ供スベキモノハ之ヲ歩道トスルコト

(三) 専ラ乗馬ニ依ル利用ニ供スベキモノハ之ヲ乗馬道トスルコト

一一 埠頭、橋樋ノ計画ハ区域内外ノ主要地点間若ハ区域内ノ主要地点間ヲ連絡シテ船舶ニ依ル觀光交通運輸ノ用ニ供スベキモノニ付之ヲ定ム

ノニ関シ其ノ種別、施設ノ箇所其ノ他必要ナル事項ニ付之ヲ定ム

一二 保護施設ノ計画ハ造林、砂防、防火等国立公園ノ保護上必要な施設ニシテ前各項ノ計画事項ニ包含セラレザルモノニ関シ其ノ施設ノ箇所、施設ノ種類等ニ付之ヲ定ム
一三 国立公園ノ保護又ハ利用ニ関スル統制及施設ノ計画ニシテ前各項ニ属セザル事項ハ必要ニ応ジ適當ニ之ヲ定ム

七、国立公園調査要目

一 地方情勢概要

関係都道府県市町村、土地、戸口、産業、財政、主ナル名勝地、觀光地、特殊ナル情勢等

二 関係官庁

所在地、管轄区域等

三 景観

(イ) 景観概要

地形、地質、地貌ノ成因、景観ノ特徴及ソノ分布状態

(ロ) 地貌

山岳、台地、湖沼、河川、溪谷、瀑布、海岸、島嶼、森林、原野、湿原、御花畠、雪渓、断崖、洞窟、岩石、火山現象、鉱泉、湧泉、農耕地、市街地及聚落、顯著ナル工作物等ノ現況並ニ将来ノ見込

(ハ) 気象

一般気象、新緑期、開花期、紅葉期、候鳥渡来期、積雪、結氷

(二) 神社、寺院、史蹟、遺蹟、靈場、伝説地

四 土地及水面所有別及管理關係

国有、都道府県有、市町村有、部落有、社寺有、私有ノ別及ソ

ノ管理別

五 土地水面及水利ニ関スル権利並ニ制限關係

主要ナル地上權設定箇所及貸借地、入会地、部分林、委託林、宣行造林地、県行造林地、保安林、開拓制限地、火入許可区域、獵區、禁獵区、銳獵禁止区域、鳥獸捕獲禁止区域、專用漁場主要ナル定置漁場、区割漁場、特別漁場、入漁權設定箇所、漁獲禁止区域、耕地整理区域、河川法適用河川及準用河川、水

利權設定箇所、砂防指定地、指定港湾区域、都市計画区域、史

蹟名勝天然記念物指定地及仮指定地、鉱区、砂鉱区、鉱泉ニ関

スル権利設定箇所、土石採掘箇所、土地分譲計画地、ソノ他

六 施業計畫ヲ有スル土地

森林、牧野、農耕地、鉱山ソノ他ニシテ施業案又ハ施業計畫ヲ

有スルモノ及ソノ計畫ノ要領

七 保護施設

砂防、防火及消防、防雪、防風、防潮、ソノ他

八 利用施設及利用狀況

(イ) 交通運輸施設

(1) 道 路 (国道、特殊国道、指定府県道、一般府県

道、地方費道、準地方費道、町村道、ソノ他)

(2) 自動車道事業 (専用自動車道、一般自動車道)

(ホ) 教化施設

上水道、下水道、医療救急施設、塵埃汚物処理施設、共同便

所等

(3) 林道及特殊運輸施設

(4) 自動車運輸事業

(5) 車馬、籠、櫈、ソノ他ニ関スル運輸事業

(6) 鉄道 (国有鐵道、地方鐵道)

(7) 軌道

(8) 索道 (第一種及第二種)

(9) 船舶運輸事業

(10) 繫船岸壁

(11) 機橋及浮機橋

(12) 船溜

(13) 航空機運輸事業

(14) 通信施設 (郵便局、電話)

(ロ) 宿泊施設

ホテル、旅館、貸別荘、山小屋等

(ハ) 保健休養施設

スキーキー小屋、避難小屋、固定野營場、天幕野營場、広場、苑地、運動場、テニスコート、水泳場、プール、スキー場、スキーコース、スケート場、ゴルフ場、乗馬施設、釣魚施設、舟遊施設、海水浴場、公衆浴場等

博物館、植物園、動物園、水族館等

(一) ソノ他ノ施設

料亭、飲食店、売店、展望施設、休憩所、案内所等

(ト) 利用状況

利用者統計、消費額統計等

九 保護並利用上重大ナル関係ヲ有スル事項

保勝、觀光ソノ他ノ事業、風致破壊ソノ他保護並利用上重大ナル関係ヲ有スル事業並ニソノ計画、取締ヲ要スル行為等

十 計画ノ決定ニ必要ナル事務的資料(例ヘバ土地台帳字図等)

ソノ他必要ナル事項

八、国立公園、国定公園指定年次別一覧表

(二六、五、一〇現在)

I 國 立 公 園	II 國 定 公 園	III 其 他 公 園	
公園名	指定年月日	面積(畝)	関係都道府県名
支伊大吉富十阿中日阿瀬霧雲	昭和二年三月三日	三、〇元	長崎、鹿兒島
笏勢野士和熊箱山	二年三月三日	三、〇元	宮崎、鹿兒島
洞志熊蘇岳光山寒海島仙	二年三月三日	三、〇元	兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、大分
爺摩山野根田蘇岳光山寒海島仙	二年三月三日	三、〇元	北海道、福島、栃木、群馬、新潟
	二年三月三日	三、〇元	新潟、富山、長野、岐阜
	二年三月三日	三、〇元	大分、熊本
	二年三月三日	三、〇元	青森、秋田
	二年三月三日	三、〇元	神奈川、山梨、静岡
	二年三月三日	三、〇元	三重、奈良、和歌山
	二年三月三日	三、〇元	鳥取
	二年三月三日	三、〇元	三重
	二年三月三日	三、〇元	北海道

上信越高原	一四(一五)九・七	一、四、三	群馬、新潟、長野
秩父多摩	三(一五)七・一〇	三、三〇	埼玉、東京、山梨、長野
磐梯朝日	三(一五)九・五	二、四六	山形、福島、新潟
計	一、五一、八三	全国土地面積、三、六五、九〇〇畝の約四・三%	

※ 追加指定
△ 潮戸内海面積には海面を含まない。(旧区域内の海面積七三、六〇〇畝)

II 国定公園

公園名	指定年月日	面積(畝)	関係府県名
琵琶湖	昭和三(一五)七・七	一九、九三	滋賀、京都
佐渡彌彦	三(一五)七・七	一九、〇〇	新潟
耶馬日田英彦山	三(一五)七・元	一八、八九	福岡、熊本、大分
計	三(一五)七・三	一九、八三	全国土地面積三、六五、九〇〇畝の約〇・七%

九、国立公園、国定公園土地所有別面積表

I 国立公園

公園名	指定年月日	関係都道県	国有地	公共有地	私有地	小計	%	合計	%
阿寒	昭和九・三・四	北海道	一、八四	一、七〇	三、四四	七、九八	一〇〇・〇	七、九八	五、五
大雪山	九・三・四	〃	一、三四	一、二四	一、一〇	三、六八	一〇〇・〇	三、六八	一、四七
支笏洞爺	〃	〃	一、三〇	一、一〇	一、一〇	三、五〇	一〇〇・〇	一、一〇	六、三
支笏洞爺	六、四〇	セイ	三、一七〇	一、一〇〇	一、一〇〇	五、三七〇	一〇〇・〇	一、一〇〇	五、三七〇

(昭和二十五年一〇月現在)

中部山岳	富士箱根	秩父多摩	上信越高原	日光	磐梯朝日	十和田	
ク 九・二・四	追加三・二・一 二・二・一 七・一・〇	〃	〃 四・九・七	追加三・九・三 九・三・四	ク 五・九・五	昭和二・二・一	
岐長富新 計 阜野山瀬	山静神 計奈 梨岡川	長山東崎 計 野梨京玉	長新群 計 野瀬馬	新群柄福 計 瀬馬木島	新福山 計 瀬島形	秋青 計 田森	
碧空天二四 八、三、四 六、七、三 六、八、三 六、九、三	八二三、二 四、三、三 九、三、三 五、三、三 九、三、三	八四 四、三、三 四、三、三 四、三、三 四、三、三	只三三五 三、三、三 三、三、三 三、三、三 三、三、三	齒一 一、一、一 三、三、三 三、三、三 三、三、三	六〇 一、一、一 三、三、三 三、三、三 三、三、三	充 一、一、一 三、三、三 三、三、三 三、三、三 三、三、三	四七、三 七、三、三 七、三、三 七、三、三 七、三、三
三五四、二、 六、四、一 七、九、一 八、二、三	西二三、二 九、三、一 九、三、一 九、三、一	奇四 四、六、八 八、六、三 三、三、四	元一 一、一、一 五、五、七 五、五、七	二、 二、一 三、三、〇 三、三、〇	六、 八、七、 七、七、 七、七、 七、七、	七、 七、七、 七、七、 七、七、 七、七、	八、 八、 八、 八、 八、
九四、二、一、 〇、一、四 〇、一、四 〇、一、四	八六四、四 一、一、一 九、九、一 九、九、一	元、八、二、 九、八、二、 九、八、二、 九、八、二、	二、四、六 一、一、一 三、三、六 三、三、六	奇、元、三、 元、三、三 奇、元、三、 奇、元、三、	六、五、二、 一、一、一 六、六、三、 一、一、一	三、〇、三 三、〇、三 三、〇、三 三、〇、三	三、 三、 三、 三、
奇七、三、八、 七、九、一、四 六、六、五、三	七、九、二、 七、九、三、 七、九、三、 七、九、三、	三、三、三、 九、九、六、 九、九、六、 九、九、六、	只三三五 三、三、三 三、三、三 三、三、三	一、一、一 三、三、三 三、三、三 三、三、三	六、七、大、 三、三、大、 三、三、大、 三、三、大、	四、七、 三、三、 三、三、 三、三、	三、 三、 三、 三、
一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、	一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、	一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、	一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、	一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、	一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、	一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、	一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、 一、一、一、
一〇七	四五	七七	七七	九五	八九	三九	二七

計		霧島	雲仙	阿蘇	瀬戸内海	大山	吉野熊野	伊勢志摩
		ク 九 三 六	ク 九 三 六	ク 九 三 四	追加 五 八	ク 九 三 六	追加 二 二 一	昭和三二一〇
%	三二都道県	鹿宮 計	長崎	熊大 計	大愛香德山広岡和兵 歌	鳥取	和奈三 歌	昭和三二一〇
空・三	一、〇三・八 空	二、六 七 七 七 七	三、八 七 七 七 七	八 九 七 九 七	六、一 一、三 一、三 一、三 一、三	六、〇 三	六、一 六、一 六、一 六、一 六、一	五、七 六
六・四	一、六 七 七 七 七	三、七 七 七 七 七	二、〇 三	三、六 七 九 九 九	二、一 一、三 一、三 一、三 一、三	五、五 六	二、一 一、八 一、九 一、九 一、九	七、一 五
八・三	一、八 七 七 七 七	一、九 七 七 七 七	二、九 〇	三、一 六 八 九 九	三、一 一、九 一、九 一、九 一、九	九、三	西、七 九 七 九 九	九、二 八
二〇・〇	一、九 八 八 八 八	三、七 七 七 七 七	三、〇 元	七 九 九 九 九	四、〇 一 一 一 一	三、四 〇	三、一 一 一 一 一	三、〇 九
		二、〇 七 七 七 七	二、〇 七 七 七 七	一 〇 〇 〇 〇	一 〇 一 一 一	一 〇 〇	一 〇 一 一 一	一 〇 〇
		一、九 一 一 一 一	三、七 七 七 七 七	七 九 九 九 九	四、一 九 九 九 九	三、四 〇	三、一 一 一 一 一	三、〇 九
		〇 〇 〇	一 一 一	〇 〇 〇	二 二 二	〇 〇	三 三 三 三 三	三 三 三 三 三

II 国定公園

公園名	指定年月日	関係府県名	国有地	公共有地	私有地	小計	%	合計	%
佐渡彌彦	昭和三・七・毛	新潟	〇	二〇〇六	三、〇三	四、〇三	三〇〇	四、〇三	七四
琵琶湖	〃 三・七・西	鴨	一〇	二、五三	一、九八	三、五二	一〇〇	三、五二	七五
耶馬日田英彦山	〃 三・七・元	京滋	一〇	二、〇〇六	三、〇三	四、〇三	三〇〇	四、〇三	七四
熊大福	計 本分岡	計 都賀	一〇	二、五三	一、九八	三、五二	一〇〇	三、五二	七五
六府県	西三三〇	西三三〇	一〇	二、五三	一、九八	三、五二	一〇〇	三、五二	七五
%	西三三〇	西三三〇	一〇	二、五三	一、九八	三、五二	一〇〇	三、五二	七五
都道府県立公園一覽表	計	計	一〇	二、五三	一、九八	三、五二	一〇〇	三、五二	七五
北海道	都道府県名	都道府県名	一〇	二、五三	一、九八	三、五二	一〇〇	三、五二	七五

都道府県名	公園名	指定年月日	面積(陌)	種別	備考
小利襟網 = 大	公園名	昭和三・七・毛	西三三〇	自然公園	
計礼裳走コ沼	名	大正三・八・五	西三三〇		
〃	面積(陌)	西三三〇	西三三〇		
北海道	都道府県名	西三三〇	西三三〇		

(昭和二六・七・二〇現在)

山形	秋田	宮城	岩手	青森
小御荘山鳥藏 内所海	千秋	小栗氣玉二牡藏旭松 造仙郡口鹿王 駒溫峠半連 沼泉	小早三八須花 池陸巻川、燒溫 峯海幡石泉 山	
計山浜寺海王	秋	計山湾郷谷島峯山島	計郷岸平郷郷	計
昭和三・五・元 三・八・五 三・二・〇	明治元 三・三・五 一・五	昭和三・三・六 三・二・三 一・八・一 一・〇・六	昭和三・九・元 西・〇・五	一
墨善三・四・五 〇・三・七 〇・二・〇	天	九・七 三・七 三・七 三・七 一・七 一・七	毛、西 三・九・二 四・四・〇 西・二・〇 西・二・〇 西・二・〇	一
自然公園	休養公園	自然公園	自然公園	自然公園
	※		※	

	埼 玉	群 馬	栃 木	茨 城	福 島
水鹿手 野賀 郷山沼	小狭奥長黒大 武 計山藏濱山宮	小赤襟躰 躰 計城名岡	木	小筑水太大水 計波郷田洗戸	小磐磐南奥霞靈 城梯ケ久海吾城 計岸妻湖慈岳山
昭和 二〇・七 五	昭和 明治 三三三 二四四 八六一	昭和 大正 九三三 二四四 八六一	大	昭和 二七三 二七三	昭和 二七三 二七三
四五二、 三五三、 吾三五	四一、三九九 言究言究言 三九九、三九九	一、一 壹吾四二	一	二二三一、二 奏茎奏茎奏言 三	三一、三 七三三、七三三 八一、四 七三三、七三三 壹言
自然 公園	自休 然養 公公 園園	自休 然養 公公 園園	自休 然養 公公 園園	自休 然養 公公 園園	自然 公園
昭和 二三・三 区域變更	※	※※※			

石 川	富 山	新 潟	神 奈 川	東 京	千 葉		
兼 六 園			小保 士谷 綜合 運動 場	相葉 恩賜 模 函 計 湖 山 根	小武 狭多 摩 藏 丘 野 山 陵 山 鄉 山	高江 瀧 戸 尾川 水 計 房 山 津 山 里 子	小南 鋸富 清九 銚 十 安 澄 九
明治 二 七				昭和 三 三 一 〇 五 二 三 二	昭和 三 二 一 二 九 三 三 二	昭和 三 二 一 二 三 三 二 三	昭和 三 八 一 三 五
二			毛	毛 七 二 二 天	九 八 〇 七 五 一 九 七 七 二	四 三 七 七 二 交 一 八 六 一 四 六 一 三 二	云 玉 六 三 一 四 六 一 四 六 一 三 二
休 養 公 園			運 動 公 園	休 自 然 公 園	自 然 公 園	自 然 公 園	自 然 公 園
			※ ※ ※ ※				昭和 三 三 区 域 變 更

	滋 賀	三 重	愛 知	靜 岡	岐 阜	長 野	山 梨	福 井
天 橋 立		小鈴赤 目一 志	小北南加渥鳳玉蒲犬 設美來 知野 山半寺	小日浜 本名	養 老		舞 鶴	
	計鹿峽	計岳多茂島山川郡山		計平湖				
大正三 二		"昭和三 〇・四	"昭和三 〇・四 四	"昭和三 〇・五 二	明治三 〇・六 三		明治毛 一	
西		毛、九 〇、三 毛	三、空 二、充	西、谷 三、空 二	西、谷 三、空 二		五 一	
自然公 園		自然公 園	"自然公 園	自然公 園	自然公 園		休養公 園	

	奈 良 山	兵 庫	大 阪	京 都
和 歌	小竜吉奈	小明舞	小天服枚住箕浜住	小鶴保宇瑠笠嵐
			野	津 璃置
歌	計田野良	計石子	計山部岡江面寺吉	計川峽治溪山山
明治六・三・元	昭々 明治 六・三・ 七・六・二・ 四・三・四	大正 七・ 明治 三・	昭々 昭々 昭々 三・西・三・ 四・三・二・ 八・六	昭々 昭々 昭々 六・西・二・ 三・八・一・ 八
聖	毛六完晝	空天四	覽吾留里雲公空	三三齒完三云三
自然公園	自然 公園	休養 公園	休休自休運 養然養動公公公 園園園園園園園	休休休休自然 養養公園
	***	**	*****	

香 川	德 島	山 口	広 島	岡 山	島 根	鳥 取
屋琴琴琴桃栗	小鳴劍	室	小芸道帝巖	後	小浜三隱島	
			後积	樂	根半	
島林平彈陵林	計門山	積	計北山峠島	園	計田瓶岐島	
大正明治昭和明治 八四三・三・四・一	大正昭和昭和明治 三・三・五・二・七	昭和三・二・六	大正昭和明治 七・九・六	明治七・三	大正昭和昭和 三・三・一	
一西八四三共	三〇三	三〇〇	三	三〇三	四三一	五四一
自休自然養公園	自自然公園	自自然公園	自自然公園	自自然公園	自自然公園	自自然公園
		※			※	

長 崎	佐 賀	福 岡	高 知	愛 媛	
多雲 良 岳仙	小黑鏡川 髮 計山山上	小筑矢玄太筑 後部宰 計川川海府豐	小五種高 崎(丸 千ノ内) 計山松	道 台 後	小浦城根鬼亀 ヶ 計島山香島鶴
昭和 明治 四 六 年 四 四 一	〃不 詳	〃昭和 五 三	大正 明治 三 四 年 二 四	明治 三 六	昭和 四 六 一
四 堺 三	四 堺 一 堺 堺 堺	三 五 七 九 三 四 〇	翌 六 七 〇	尾 三 四 〇	元 吾 三 四 〇
自然 公 園	自然 公 園	自然 公 園	休 養 公 園	休 養 公 園	自 然 公 園
※			***	*	※

四

計園公園公司自然休運動

個所數
四〇二三二天二
か土地の所有権を有する公園である。

面積(附)

著

備考欄に※印のあるのは県が土地の所有権を有するか、或は地上権を設定している公園（合計三）でその他（合計二八）は概ね地域制の公園である。

一一、自然公園及景勝地一覽表

(二六・七・二〇現在)

近畿	中部	関東	東北	北海道	地区別	
					種別	国立公園
吉野熊野	伊勢志摩	中部山岳	上信越高原光	磐梯朝日	支笏雪洞爺山寒	國定公園
琵琶湖	琵琶湖	佐渡彌彦				都道府県立自然公園
箕面山、和保津峠、和歌津峠、鈴鹿(三重)、嵐山、天ノ橋立、瑠璃田、笠	赤目、一ノ瀬、老	日本平、浜名湖、鳳来寺山、蒲郡、南知多、北設山岳、加茂、渥美半島、玉野川、犬山、	玉子、水郷、狭山、榛名、黒山、長瀬、高尾山、武藏野、多摩丘陵、奥武藏、狹山(埼玉)、筑波山、水郷、富津(東京)、手賀沼、(茨城)、水郷野山、千葉、鋸山、函根、南房、大洗、安房、大田、清澄、筑	栗駒山(岩手)、須川、藏燒石海岸、氣王連峰、莊内、花巻温泉、莊王(宮城)、牡鹿半島、奥久慈、海岸、山形、牡鹿半島、靈山、山、山形、牡鹿半島、玉浜泉郷、筑旭溫泉、早	大沼、ニセコ、網走、襟裳、利礼	海岸、ト沼、狩勝峠、富良野芦別高原、斜里岳、厚岸丹半島
海岸高野、氷ノ山、妙見山、二色浜、若狭湾、但馬因幡海岸、妙見山貴生駒、六甲、大江、鈴鹿、白浜、金	三方五湖、諏訪湖、天竜峡、身延峡、能登海岸、中津川、庄川、庄川、天竜川、荒島、阿賀野川、庄川、流、親不知、守門	袋田滝、花貫峡谷、妙義荒船、武甲山、大山丹沢、三浦半島、奥湯河原、伊豆半島、伊豆七島	恐山、浅虫海岸、十二湖、岩木山、八幡平、姫神山、男鹿半島、大滝根山、会津駒ヶ岳	カブト沼、温根沼、知床半島、斜里岳、厚岸丹半島	景勝地	

		中國・四國		大山	
		九州		瀬戸内海	
計	一七	霧島	阿仙	蘇	
	三	山耶馬日田英彦			島根半島、隱岐、三瓶、浜田、道後山、帝 釈峠、芸北(広島)、剣山
	九九		筑豊、大宰府、玄海、矢部川、筑後川、鏡 山、多良岳、川上、国東半島、筑後水道	筑、多良岳、川上、国東半島、筑後水道	島根半島、隱岐、三瓶、浜田、道後山、帝 釈峠、芸北(広島)、剣山
	一〇五		筑、多良岳、川上、国東半島、筑後水道	筑、多良岳、川上、国東半島、筑後水道	島根半島、隱岐、三瓶、浜田、道後山、帝 釈峠、芸北(広島)、剣山

(備考)

都道府県立自然公園は、全国の都道府県立公園四百四十九の中から都市公園的性格のもの六（千秋、躑躅ヶ岡、大宮、水戸、葉山、相模湖、兼六園、舞鶴、鷹川、浜寺、住江、枚岡、服部、天野山、舞子、明石、後楽園、栗林、桃陵、琴弾、琴林、龜鵠道後、高知(丸ノ内)、種崎千松、五台山、住吉、保土谷総合運動場）。国立公園と重複するもの三（磐梯吾妻、吉野、嚴島、室積、鳴門、屋島、根香、城山、鬼ヶ島、琴平、浦島、雲仙）。国定公園と重複するもの二(宇治)、計四を除く。

公園一覽表

(1949年現在)

備	考
JULY 8, 1916 SIEUL DE MONT N. P. に設定	
JUNE 20, 1935 候補地に指定	
JUNE 8, 1923 BRYCECANYON N.M. に指定 JUNE 7, 1924 UTAH N. P. に指定	
OCT. 25, 1923 CARLSBAD CAVERNS N. M. として指定	
(MAY 30, 1934) 候補地に指定	
(JAN. 1908) GRAND CANYON N. M. として指定	
(MAY 22, 1926) 候補地に指定	
(APR. 20, 1832) HOT SPRING RESERVATION に指定	
(MAR. 3, 1931) 候補地に指定	
この公園の巨樹林の小団地は OCT. 1, 1890 に GENERAL GRANT N.P. として指定	
MAY 6, 1907 LASSEN PEAK N. M. 及び CIDER CONE N. M. に指定	
(MAY 25, 1929) 候補地に指定	
MAR. 2, 1909 MOUNT OLYMPUS N. M. として指定	
JULY 1, 1902 SULPHUR SPRINGS RESERVATION として指定	
MAY 22, 1926 候補地に指定	
JULY 30, 1909 MUKUNTWEAP N. M. として指定	

12. アメリカ国立

國立公園名	指定年月日	面積(連邦所有)ha
ACADIA	FEB. 26, 1919	11,461.00
BIG BEND	JUNE 12, 1944	280,153.42
BRYCE CANYON	SEPT. 15, 1928	14,579.10
CARLSBAD CAVERNS	MAY 14, 1903	18,431.81
CRATER LAKE	MAY 22, 1902	64,894.87
EVERGLADES	JUNE 20, 1947	138,448.98
GLACIER	MAY 11, 1910	403,925.11
GRAND CANYON	FEB. 26, 1919	261,253.40
GRAND TETON	FEB. 26, 1929	38,418.18
GREAT SMOKY MOUNTAINS	FEB. 6, 1930	185,641.21
HAWAII	AUG. 1, 1916	70,204.29
HOT SPRINGS	MAR. 4, 1921	412.60
ISLE ROYALE	APR. 3, 1940	54,185.63
KINGS CANYON	MAR. 4, 1940	183,329.88
LASSEN VOLCANIC	AUG. 9, 1916	41,874.20
MAMMOTH CAVE	MAY 22, 1936	20,524.58
MESA VERDE	JUNE 29, 1906	20,555.00
MOUNT MCKINLEY	FEB. 26, 1917	785,149.40
MOUNT RAINIER	MAR. 2, 1899	97,783.30
OLYMPIC	JUNE 29, 1938	342,820.08
PLATT	JUNE 29, 1906	369.21
ROCKY MOUNTAIN	JAN. 25, 1915	102,343.43
SEQUOIA	SEPT. 25, 1890	155,910.98
SHENANDOAH	DEC. 26, 1935	78,329.14
WIND CAVE	JAN. 9, 1903	10,759.57
YELLOWSTONE	MAR. 1, 1872	896,035.04
YOSEMITE	OCT. 1, 1890	306,251.26
ZION	Nov. 19, 1919	38,154.27

(備考) 国立公園箇所数..... 28ヶ所
 国立公園連邦所有面積合計..... 4,623,299.47 ha
 国立公園総面積..... 4,730,329.00 ha
 連邦所有面積は総面積の..... 97.74%に相当する